安曇野市区長会キャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安曇野市区長会キャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程におけるキャラクターとは、別表に掲げる「みずみん」及び「やまみん」 をいう。
- 2 当該キャラクターは、区をより身近に感じ、支え合う連帯感で安全・安心な地域を目指すことを目的に、安曇野市区長会が作成したものをいう。

(キャラクター等に関する権限)

第3条 キャラクターに関する一切の権限は、安曇野市区長会に属する。

(キャラクターの使用)

- 第4条 安曇野市区長会のほか、キャラクターのデザインを改変することなく使用する場合は、区に関する活動の範囲において、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 営利目的である場合
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (6) 安曇野市区長会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (7) その他安曇野市区長会が使用について不適当であると認めた場合

(損害賠償等)

- 第5条 キャラクターを使用するものが故意又は過失により安曇野市区長会に損害を与えたときは、安曇野市区長会はその賠償を請求することができる。
- 2 キャラクターを使用する者が、キャラクターを使用することにより第三者に対し損害 又は損失を与えた場合において、安曇野市区長会は責任を一切負わない。

(差止請求等)

第6条 安曇野市区長会は、キャラクターの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法(昭和45年法律48号)第112条に規定する 差止請求その他必要な措置を講じることができる。

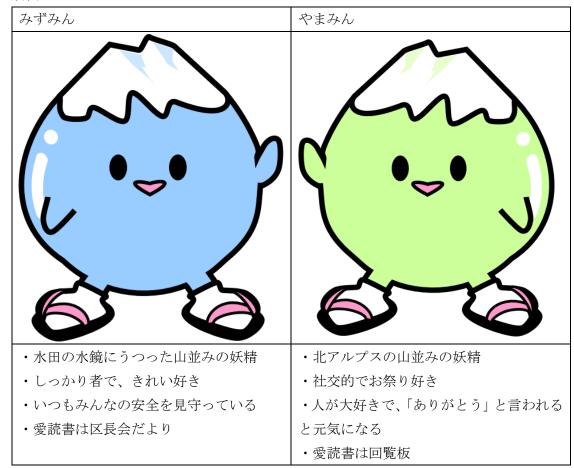
(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は安曇野市区長会が別に定める。

別表



附則

この規程は、令和元年11月6日から施行する。